

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉美福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退職慰労金)

第7条 理事長が辞職した場合は、その職責を考慮し退職慰労金を支払うことができる。

2 前項の報酬額は理事会が定める。

3 理事、監事が退任した場合は、理事会の承認を得て別表3の範囲内で退職慰労金を支払うことができる。

4 評議員が退任した場合は、理事会の承認を得て別表4の範囲内で退職慰労金を支払うことができる。

(受章祝金)

第8条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、大阪府知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたときは、別表5に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第9条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表5に定める傷病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第10条 役員等が死亡したときは、別表6の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第11条 役員等の親族等が死亡したときは、別表7に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成22年5月24日より適用する
- 2 この規程は、平成27年7月10日より適用する
- 3 この規程は、平成28年5月27日より適用する

別表1

名 称	金 額
理事会出席実費弁償費等	10,309円
評議員会出席実費弁償費等	10,309円

別表2

名 称	金 額
理事業務実費弁償費等	10,309円
評議員業務実費弁償費等	10,309円
監事業務実費弁償費等	10,309円

別表3

期 間	金 額
1期 ~ 2期	20,000円
3期 ~ 4期	40,000円
5期 ~ 6期	60,000円
7期 ~ 8期	80,000円
9期 ~ 10期	100,000円
11期 ~	理事長が定める

別表4

期 間	金 額
1期 ~ 2期	20,000円
3期 ~ 4期	40,000円
5期 ~ 6期	60,000円

7期 ~ 8期	80,000円
9期 ~10期	100,000円
11期 ~	理事長が定める

別表5

区 分	金 額	備 考
受章祝金	ア 大阪府知事、厚生労働大臣表彰 20,000円	
	イ 国の褒章 30,000円	
傷病見舞金	10,000円	

別表6

対 象 者	金 額	備 考
役員等	30,000円	弔電、生花

別表7

対 象 者	金 額	備 考
配偶者、父母、子	10,000円	弔電、生花